

君津都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針《概要版》

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは

都市計画法第6条の2に基づき、人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるものであり、広域的・根幹的な都市計画に関する基本的な方針等を定めるものです。

目標年次・対象区域

- 令和17年（2035年）
- 君津都市計画区域 5,317ha
(市街化区域 2,133ha 市街化調整区域 3,184ha)

1 都市計画の目標

（1）経済と環境が調和した活力ある都市づくり

臨海部の既存工業地における生産環境の向上や、君津インターチェンジ周辺における新たな産業の受け皿づくりのほか、商業の活性化や農業生産基盤の保全・確保と体験型観光農業の展開を通じた交流の促進等を図るとともに、良好な生活環境の維持・創出や、環境負荷の低減に向けた循環型社会の形成及び脱炭素社会の実現に向けた取組を推進することで、「経済と環境が調和した活力ある都市」を目指す。

（2）安全・安心で暮らしやすい都市づくり

災害に強く、防犯に配慮した都市づくりや、公共交通や医療・福祉機能などの暮らしに必要な機能が充実した市街地環境を創出し、住み慣れた地域で暮らし続けることができる「安全・安心で暮らしやすい都市」を目指す。

（3）多様なニーズに対応した選ばれる都市づくり

暮らしに関わる様々な都市機能の充実やデジタル技術の活用、地域コミュニティの醸成により、趣味を楽しみ、豊かな自然とふれあい、通勤や通学、買い物、学び、子育てなどに便利な「多様なニーズに対応した選ばれる都市」を目指す。

（4）地域資源を活かした魅力ある都市づくり

市内外から多くの人が集い、交流することを通じて「君津市の魅力」を発見できる「地域資源を活かした魅力ある都市」を目指す。

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

無秩序な市街地の拡大の抑制と自然環境の保全を図るために、今後とも区域区分を継続する。

①おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

年 次 区 分	令和 2 年	令和 17 年
都市計画区域内人口	約 61 千人	おおむね 49 千人
市街化区域内人口	約 57 千人	おおむね 48 千人

3 主要な都市計画の決定の方針

市街地開発

①主要な市街地開発事業の決定の方針

ア 君津駅周辺地区

君津駅周辺は、市街地再開発事業等により、商業や業務、行政サービスなどの都市機能の集積により、高密度利用及び都市機能の更新を図る。

イ 君津インターチェンジ周辺

君津インターチェンジ周辺は、土地区画整理事業等により、産業及び観光交流機能が集積した新たな拠点形成に向けた検討を進める。

ウ 神門地区

狭隘道路が多いなど市街地環境上の問題が見られる地区であることから、計画的な都市基盤整備を行い、良好な住宅市街地の形成を図る。

自然的環境の整備又は保全

【自然的環境の保全・活用方針】

- 豊かな自然を象徴する森林の保全
- 水辺環境の保全と地域資源としての活用
- 農業生産基盤となる農地の保全及び利用の促進
- 里山を形成する緑の保全と活用 など

【公園・緑地の整備方針】

- 大規模公園の機能拡充
- 身近に利用できる公園・広場などの配置
- 公園などを結ぶ緑道・散策路などの整備 など
- 緑地の確保目標水準

緑地確保 目標水準 (令和 27 年)	将来市街地に 対する割合 (約 189ha)	都市計画区域に 対する割合 (約 978ha)
	約 9%	約 18%

・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年 次	令和 2 年	令和 17 年	令和 27 年
都市計画区域人口 一人当たり目標水準	23.3 m ² /人	31.8 m ² /人	42.0 m ² /人

・主要な緑地の確保目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する公園等は、次のとおりとする。

種 别	名 称 等
総合公園	貞元地区 「貞元総合公園」

4 方針付図

